

○ 入札説明書

茨城県市町村総合事務組合ペーパーレス会議システム等賃貸借に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年12月21日（木）

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

茨城県市町村総合事務組合ペーパーレス会議システム及びタブレット端末等一式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び仕様書による

(3) 賃貸借期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 問合せ先

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978番26

茨城県市町村総合事務組合総務課 担当 荻津

電話 029-301-1241

FAX 029-301-1246

電子メールアドレス sougoujimukumiai@shichouson-ib.or.jp

4 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

(4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 過去に1回以上、1と同様の業務の履行実績がある者であること。

5 入札等の手続き

この調達は、郵便入札により行う。

6 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子メール又はファックスにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和5年12月27日（水）午後5時まで

イ 質問受付先

3の問合せ先に同じ

ウ 方法

質問は電子メール又はファックスにより提出すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和6年1月9日（火）午後5時まで

イ 方法

電子メール又はファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便により、入札参加資格確認申請書に必要書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 県税納税証明書の写し

ウ 登記事項証明書の写し

エ 財務諸表（2期分）の写し

オ 入札物品の機能等要件確認票

カ 物品納入証明書

キ アフターサービス・メンテナンス体制証明書

ク 申出書

ケ 委任状

(2) 提出期限

令和6年1月12日（金）まで（提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出方法

簡易書留郵便により提出すること。

(4) 提出先

3の問合せ先に同じ

(5) 受付通知及び結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和6年1月17日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 開札の日時及び場所等

(1) 日時

令和6年1月23日（火）午前10時から

(2) 場所

茨城県市町村会館6階 茨城県市町村総合事務組合総務課
郵便入札のため、入札参加者の立会いは要しない。

9 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、3の問合せ先に提出すること。なお、封書は封かんし、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

イ 簡易書留郵便とすること。

ウ 落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

簡易書留郵便により、競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年1月22日（月）までに3の問合せ先に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 電報、電話及びファックスによる入札
- (4) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (5) 記名押印を欠くとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (7) 標金額を訂正した入札を行ったとき
- (8) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (9) 一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格があると認められたものであっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札
- (10) その他この公告に示す条件等に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第62条の9の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、3の問合せ先へ郵便（普通郵便可）により入札書の提出期限までに到着するよう辞退届（任意様式）を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。